

福山市立道上小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校にでも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

この趣旨を踏まえ、本校では、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義等

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つものとする。

※「一定の人的関係とは、学校の内外に問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指すものとする。

※「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

※いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校における「いじめ防止委員会」等の組織を活用して行う。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

3 いじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題にするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応する必要がある。

(1) いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童がしっかりと自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置し、いじめ撲滅キャンペーンといった活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、小さな兆候を見逃さず、早い段階で的確な対応をするなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、法第22条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 家庭や地域との連携

地域社会全体で児童を守り育てるために、PTAや地域の自治会、学校関係者等が連携・協働する体制を構築する。

4 いじめの防止等に関する取組

(1) 「いじめ防止基本方針」の策定

- ・本校の児童の実態や地域の実情を踏まえて策定する。
- ・保護者や地域住民などの意見を取り入れる。
- ・いじめの防止等に係る年間指導計画を明確に示し、実効性のある取組を進める。
- ・学校のホームページで公開する。
- ・策定した基本方針が機能しているかの検証及び見直しを行う。

(2) 「いじめ防止委員会」の設置

- ・いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うための常設の組織を置く。
- ・校務運営組織に位置付けられた組織とする。

(3) 児童への指導

- ・どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。
- ・社会体験や生活体験の機会を設け、児童の社会性を育み豊かな情操を培う。
- ・ソーシャルスキル・トレーニング等を通じて、円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- ・自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(4) 児童の主体的な活動の支援

- ・児童会によるいじめ撲滅キャンペーンなど、いじめの防止に向けて児童が主体的に活動できるよう支援する。

(5) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

- ・いじめの防止及びいじめ認知時の対応等に係る校内研修の実施
- ・いじめの防止及びいじめ認知時の保護者・相談機関等との連携
- ・いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的なアンケート調査及び個別面談の実施
- ・いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報
- ・いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報
- ・いじめ認知時の対応マニュアルの作成

5 重大事態への取組

重大事態が発生した場合、速やかに福山市教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な対応を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- ※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止委員会において重大事態と判断した場合は、福山市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を守ることを最優先とし、適切な対処や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- ・情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特定)
- ・重大事態対応プロジェクトチーム編成
- ・関係保護者、福山市教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ・PTA役員等との連携
- ・関係児童への指導
- ・関係保護者への対応
- ・全校児童への指導

イ 説明責任の実行

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- ・全校保護者への対応
- ・マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組

- ・福山市教育委員会との連携のもとで指導計画等の策定
- ・問題の背景・課題の整理，教訓化
- ・取組の見直し，改善策の検討・策定
- ・改善策の実施

6 いじめ防止のための年間計画（別紙参照）

7 「福山市立道上小学校いじめ防止基本方針」の公表及び改訂

福山市立道上小学校いじめ防止基本方針は，本校ホームページで公表するとともに，より実効性の高い取組とするため，必要に応じて検証及び見直しを行う。

